

デイサービスセンター益富の楽園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人志楽園福祉会が開設するデイサービスセンター益富の楽園(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び指定介護予防通所サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、基本チェックリストにより事業対象者と判定された高齢者または要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター益富の楽園
- ② 所在地 豊田市古瀬間町古宿 131

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務・生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 生活相談員 4 名（常勤兼務 3 名、非常勤兼務 1 名）
 - ③ 看護職員 2 名（非常勤兼務 2 名・機能訓練指導員と兼務）
 - ④ 介護職員 11 名（常勤専従 1 名、常勤兼務 2 名、非常勤専従 7 名、非常勤兼務 1 名）
 - ⑤ 機能訓練指導員 3 名（常勤専従 1 名、非常勤兼務 2 名・看護職員と兼務）
- 従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- ② 営業時間 午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員）

第 6 条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1 単位 35 名

（指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等）

第 7 条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。指定介護予防通所サービスの場合、利用料の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に記載された額とし、当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

- 2 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 10 円徴収する。

- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30 分あたり 600 円を徴収する。
- 4 食費は、700 円を徴収する。（おやつ代含む）
- 5 おむつ代は、100 円を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第 8 条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、豊田市の岩滝町、池田町、市木町、上野町、泉町、五ヶ丘、大見町、岩倉町、大内町、鶯ヶ瀬町、王滝町、勘八町、上高町、小呂町、川田町、京ヶ峰、琴平町、神池町、古瀬間町、九久平町、幸海町、霧山町、千石町、渋谷町、志賀町、寺下町、滝見町、手呂町、百々町、寺部町、高橋町、高上町、巴町、野見町、野見山町、中垣内町、鍋田町、則定町、扶桑町、平井町、双美町、東山町、広川町、宝来町、穂積町、美和町、水間町、森町、美里、御立町、松平志賀町、宮前町、室町、矢並町

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第 10 条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第 11 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作

成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人志楽園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月12日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。